

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号

名 称 株式会社九州北部サービス

氏 名 代表取締役 西崎 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 五



許可番号	第 1018 号											
許可の期間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日											
事業の範囲	<table border="1"><tr><td>事業の範囲</td><td>一般廃棄物の種類</td></tr><tr><td>事業系一般廃棄物</td><td>燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 空カン、空ビン、ペットボトル</td></tr><tr><td>家庭系一般廃棄物</td><td>遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ</td></tr></table> <p>積替え保管を含まない。</p>		事業の範囲	一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物	燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 空カン、空ビン、ペットボトル	家庭系一般廃棄物	遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ				
事業の範囲	一般廃棄物の種類											
事業系一般廃棄物	燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 空カン、空ビン、ペットボトル											
家庭系一般廃棄物	遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ											
許可の区域	久留米市（田主丸町を除く。）の区域											
区域を所管する事務所の所在地	久留米市原古賀町21番地15											
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">運搬にあたっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。許可区域内で収集した一般廃棄物は、下記搬入施設に搬入すること。許可区域外で収集した廃棄物は、下記搬入施設に搬入しないこと。 <table border="1"><thead><tr><th>一般廃棄物の種類</th><th>搬入施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業系 燃やせるごみ（生ごみを除く。）</td><td>上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター</td></tr><tr><td>空カン、空ビン、ペットボトル</td><td>宮ノ陣クリーンセンター</td></tr><tr><td>家庭系 燃やせるごみ（生ごみを除く。）</td><td>上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター</td></tr><tr><td>燃やせないごみ、 資源物（古紙・布類を除く。）</td><td>宮ノ陣クリーンセンター</td></tr></tbody></table>		一般廃棄物の種類	搬入施設	事業系 燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター	空カン、空ビン、ペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター	家庭系 燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター	燃やせないごみ、 資源物（古紙・布類を除く。）	宮ノ陣クリーンセンター
一般廃棄物の種類	搬入施設											
事業系 燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター											
空カン、空ビン、ペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター											
家庭系 燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター											
燃やせないごみ、 資源物（古紙・布類を除く。）	宮ノ陣クリーンセンター											
許可の更新又は変更の状況	令和 4年 4月 1日 更新許可 令和 5年 4月 1日 北野町区域を久留米市区域に統合											